



在日コリアン高齢者の経済状況と生活保護制度における諸課題

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2009-08-25 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 嵯峨, 嘉子 メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.24729/00003196

在日コリアン高齢者の経済状況と 生活保護制度における諸課題

嵯 峨 嘉 子

はじめに

日本において外国人住民は年々増加しており、2003年末、日本の総人口に占める外国人登録者数は1,915,030人、総人口に占める割合は15%を超えている。国籍別にみると、韓国・朝鮮が32.1%ともっとも多く、次いで中国24.1%、そしてブラジル14.3%と続いている（入管協会『2004年度在留外国人統計』）。近年では、「ニューカマー」の定住化が進展し、全国各地に集住地域が形成されつつある。本稿では、日本最大の在日コリアンの集住地区である大阪市生野区での在日コリアン高齢者300人に対する生活実態調査結果をもとに、在日コリアン高齢者の経済状況を明らかにし、それをふまえ、生活保護制度の外国人に対する課題を明らかにすることを目的としている。

1. 在日コリアン高齢者の経済状況—大阪市生野区在日コリアン高齢者生活実態調査より¹⁾

(1) 高い無年金者の割合

在日コリアン高齢者の経済状況について2003年に行った実態調査結果から明らかにする。在日コリアン高齢者の経済状況の最大の特徴は、日本人であれば高齢期の所得保障の中心を占める公的年金が欠落していることにある。今回の調査対象（70歳以上）において、無年金者の占める割合は、71.0%であった。彼らの多くは、1982年まで国民年金法に存在していた国籍条項およびその後の経過措置の不備に起因する「制度的無年金者」²⁾（1926年4月1日以前に出生した者のうち無年金である者、今回調査では72.5%）である。

国民年金法制定当初は、国籍条項が存在したことにより、在日外国人は国民年金に加入することができなかった。難民条約批准に伴って、1982年1月

1日、国民年金法の国籍条項が撤廃されることとなった。しかし、この時点で、35歳を超えていた人は、60歳までに年金受給のために必要な資格期間「25年」を満たすことができないため、事実上、国民年金制度から排除されてしまった。そのため、1986年4月1日、改正国民年金法施行に伴い、救済措置として、在日外国人が国民年金制度から排除されていた1961年4月1日～1982年1月1日までの20年9ヶ月に対して、老齢年金を受給するために最低必要な25年の一部として計算するといういわゆる「カラ期間」を設定することにより、加入期間の不足を補う措置がとられた。しかし、1986年4月1日時点で、すでに60歳を超えていた者（1926年4月1日以前に出生）に対しては、この「カラ期間」が適用されなかったため、制度的に国民年金制度から排除されることとなった。³⁾

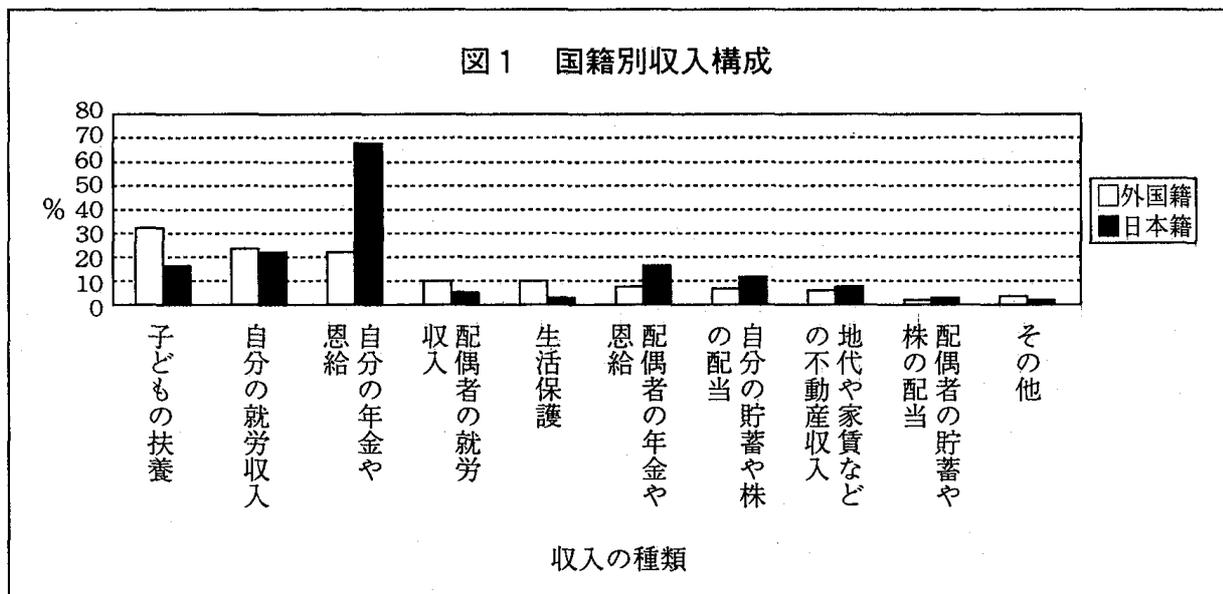
また、1926年4月1日以降に生まれた者（1986年4月1日時点で60歳未満であった者）は、「カラ期間」などの救済措置によって国民年金制度への加入が可能であったにもかかわらず、無年金者の割合が69.8%と予想以上の高い割合で存在していることも明らかとなった。

さらに、公的年金の受給状況における男女格差も存在する。「公的年金受給なし」と回答した者は、男性68.4%、女性72.2%であった。男性の無年金者の割合が女性に比べて低いのは、民間の職場を通じて厚生年金に加入することが可能だったためと思われる（男性の約3割が厚生年金を受給）。

女性が受給している年金の種類で最も多いのは、夫の遺族年金であり、女性本人が保険料を納付した結果として得られた年金権を有している者は、国民年金や厚生年金などをあわせて、わずか31人（13.9%）である（種類不明を除く）。在日コリアンの高齢女性は、国籍と性の二重の差別を受けることにより、低位な経済状況にとどまらざるをえない。

無年金者は、年金を受給している者に比べ、低位な所得水準におかれており、月1万円の「外国人給付金」や子どもからの金銭的援助に依存し、高齢でも働き続けることによって、なんとかその生活を成り立たせている。また、介護保険料などの社会保険料負担が厳しい経済状況をさらに圧迫している。今回の調査結果から、介護保険料を滞納している者が少なくとも14人いることが明らかとなっているが、その全員が無年金者であった。

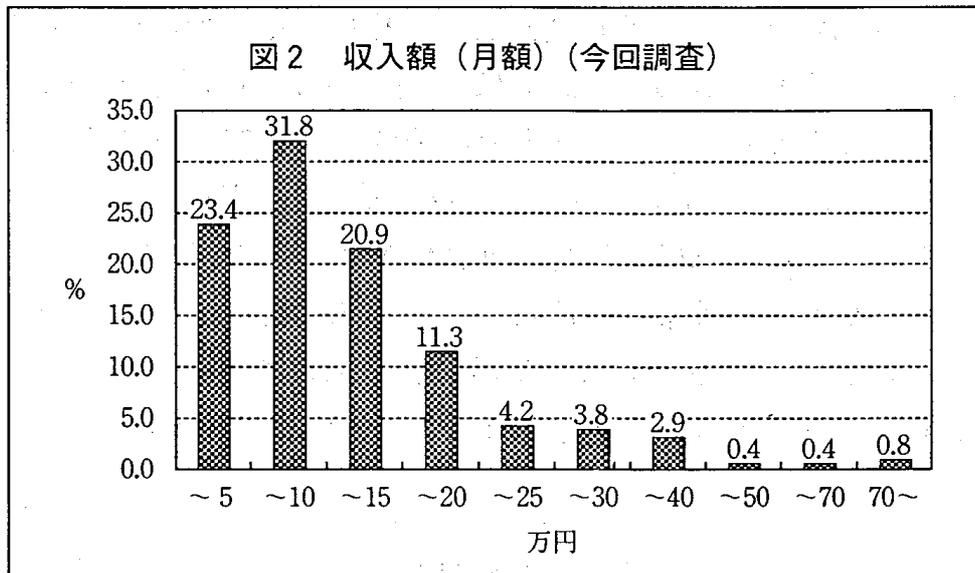
在日コリアン高齢者は、公的年金がないために、その他の収入源に依存せざるをえない。調査対象者の収入源では、「子どもからの金銭的援助」が123人(42.1%)と最も多く、次いで「自分の公的年金」79人(27.1%)、「在日外国人給付金」⁴⁾60人(20.5%)となっている。「生活保護」は、41人(14.0%)が受給しており、全国の高齢者世帯の世帯保護率4.6%に比べ、高率になっている(『2004年度版 生活保護の動向』)。日本人に比べ、子どもの扶養、自分(あるいは配偶者)の就労収入、生活保護に依存せざるを得ない状況は、1996年の大阪市調査によっても同様に確認されている(図1)。



(資料) 「大阪市の外国籍高齢者の状況」(1996年)

(2) 低位な収入状況

月額収入をみると(図2)、月額10万円未満で全体の過半数を超え、20万円未満で8割を超える。『国民生活基礎調査』(2002年)によると、高齢者世帯において年間所得階級が「150万円未満」の者の割合は28.3%であり、在日コリアン高齢者の所得の低位性が明らかとなっている。



(3) 単身世帯および夫婦ふたり暮らし世帯の経済状況…漏給層の存在

在日コリアン高齢者の経済的状況をより詳細に検討するために、世帯収入の把握が比較的容易な単身世帯と夫婦ふたり暮らし世帯を取り出して検討することとする（収入に関して回答があった161人）。貧困かどうかを図る目安として、公的貧困線である生活保護基準を用いた。調査年である2003年の生活扶助基準額（1級地－1）は、単身世帯で93,850円、高齢夫婦世帯で148,830円であるが、それぞれ便宜的に10万円、15万円を基準として用いた。

単身および夫婦世帯を収入額によって整理したもの（①「保護基準以上の収入あり」、②「生活保護受給世帯」、③「保護基準以下の収入で保護なし」）が表1である。

単身世帯についてみると、「生活保護受給」世帯は、33人（29.2%）、「保護基準以下の収入で保護受給なし」の世帯は、64人（56.6%）と過半数にのぼった。夫婦世帯では、「生活保護受給」世帯が3人（6.3%）と単身世帯に比べて低く、「保護基準以下の収入で保護受給なし」の世帯が30人（62.5%）と単身世帯を上回り、6割を超えている。両者をあわせると、保護基準以下の収入であるにもかかわらず生活保護を受給していない者（つまり漏給層）は、単身世帯および夫婦世帯の約6割となった。さらに、「保護基準以下の収入で保護受給なし」世帯と「生活保護受給」世帯を「貧困世帯」としてまとめると、単身世帯では97人（85.8%）と8割を超え、夫婦世帯では、33人（68.8%）

となっているこの試算は、あくまでも収入状況のみに基づく推計であり、資産状況を考慮に入れたものではない。

表1 収入額と生活保護の有無別にみた単身世帯と夫婦世帯

		世帯類型		
		単身世帯	夫婦世帯	合計
収入額	保護基準以上の収入あり	16	15	31
	%	14.2	31.3	19.3
	生活保護受給	33	3	36
	%	29.2	6.3	22.4
	保護基準以下で生活保護なし	64	30	94
	%	56.6	62.5	58.4
合計		113	48	161
		%	100.0	100.0

資料出所) 在日調査委員会『在日コリアン高齢者生活実態調査』2004年。

生活保護基準以下の収入でありながら生活保護を受給していない要因は、本人、家族の側と行政側の両者に存在していると推測される。まず、本人、家族の側に生活保護に対する根強いスティグマが存在していることが挙げられる。また、識字の問題を抱える在日コリアン高齢者にとって行政手続きには困難が伴う⁵⁾。一方、行政側の要因としては、生活保護受給にあたって資産、扶養などの要件が厳しく問われることが挙げられる。例えば、表2で収入源を生活保護受給の有無別にみると、生活保護受給者層の多くは、生活保護費以外に収入源を持っていない。生活保護法における保護の補足性の原理からすると、他に収入源があったとしても、その収入で最低生活費に足りなければ不足分を生活保護費で支給することになるが、調査対象者の収入源には、他の収入源を使い果たし丸ハダカにならなければ生活保護の受給が困難な現状が現れている。

たとえ公的年金がなくても、生活保護費を受給していれば、単身者で少なくとも一ヶ月約10万円(2003年度の生活扶助額)の所得が確保できる。たしかに無年金者は、年金がある者にくらべ、生活保護を受給している割合が高いが、生活保護基準以下の所得水準の者の約7割が生活保護を受給していな

いことが以上の分析で明らかとなった⁶⁾。

次に、在日コリアンを含む在日外国人に対する生活保護制度の取扱いについて述べる。

表2 生活保護受給の有無別にみた収入源（複数回答）

		収入の種類												合
		自 分 の 公 的 年 金	金 配 偶 者 の 公 的 年 金	自 分 が 働 い て 得 た 収 入	配 偶 者 が 働 い て 得 た 収 入	産 不 動 産 な ど の 財 産 収 入	貯 金	生 命 保 険 な ど	子 ど も か ら の 金 銭 的 援 助	生 活 保 護	金 在 日 外 国 人 給 付	そ の 他	分 か ら な い	計
生活保護	あり	3	0	0	0	0	1	0	4	41	0	2	0	51
	%	7.3	0.0	0.0	0.0	0.0	2.4	0.0	9.8	100.0	0.0	4.9	0.0	124.4
生活保護	なし	76	13	54	11	11	52	9	11.9	0	60	7	2	414
	%	30.3	5.2	21.5	4.4	4.4	20.7	3.6	47.4	0.0	23.9	2.8	0.8	164.9
合計		79	13	54	11	11	53	9	123	41	60	9	2	465
	%	27.1	4.5	18.5	3.8	3.8	18.2	3.1	42.1	14.0	20.5	3.1	0.7	159.2

資料出所) 在日調査委員会『在日コリアン高齢者生活実態調査』2004年。

2. 在日外国人と生活保護制度

(1) 在日外国人に対する生活保護行政の歴史的変遷

旧生活保護法では、第2条において、「この点に関して内外人平等の原則を採り、この法律は、日本国籍のみならず、日本国に居住または現在する外国人にも適用されるものとする建前を堅持していた」が、1950年施行の現行生活保護法は、「社会保障の面を強化し、保護の請求権を認める建前を採ったので法文の規定上は一步後退してその適用を国民に限る」と解釈されている（小山、p.85）。

ただし、1950年当時は、「日本国に居住する朝鮮人および台湾人であって日本国籍離脱の事実のない者は、この法律の適用に関しては差し当たり日本国民として取り扱うものとされ」た。ただし、それ以外の外国人は、生活保護法の対象とならないが、急迫状態にあり、かつ他に救済の方法が全くない場合に限りて本法の規定を準用することを認めていた（1950年6月18日、社乙

発92号、各都道府県知事宛厚生省社会局長通知「生活保護法における外国人の取扱に関する件」左記第二) (小川、pp.189-190)⁷⁾。他の外国人は、一般国民に認められた保護を受ける権利はなく、反射的利益にとどまることが確認されている。

しかし、1952年、サンフランシスコ講和条約発効を受け、日本政府は、旧植民地出身者は「日本国籍」を喪失し、外国人となる見解を表明した。これらの措置は、法律によるものではなく、行政通達によってなされた(斐 1994 p.91)。1945年敗戦当時、日本国内には、約230万人の朝鮮人が日本国内に存在したといわれているが、1946年にはその4分の3は本国に帰還していたという(田中 1995)。1951年時点の外国人登録者数は、621,993人、そのうち被保護外国人は59,958人であった。

これまで、生活保護法において日本人として扱われてきた旧植民地出身者は、他の外国人一般と同様に扱われるようになる。1954年5月8日、厚生省社会局長通知(社発382号各都道府県知事宛)では、生活保護法第1条により、外国人は法の適用対象とならないのであるが、当分の間、準用保護を行うとしている。本通知の後半は、問答形式で解説されている。「法の準用による保護は、国民に対する法の適用による保護と如何なる相違があるか」という問に対しては、「外国人に対する保護は、これを法律上の権利として保障したものではなく、単に一方的な行政措置によつて行つていものである。従つて生活に困窮する外国人は、法を準用した措置により利益を受けるのであるが、権利としてこれらの保護の措置を請求することはできない。日本国民の場合には、法による保護を法律上の権利として保障しているのであるから、保護を受ける権利が侵害された場合にはこれを排除する途(不服申立の制度)が開かれているのであるが、外国人の場合には不服の申立をすることはできない」との回答がなされている。

1954年まで日本人と同様に、保護請求権を有していた在日韓国・朝鮮人は、日本国籍を喪失したことによつて、準用保護の対象であった旧植民地出身者以外の外国人に加え、準用保護の対象となった。しかし、準用保護においては、不服申立てができないこと、また、在日外国人のアイデンティティ形成にとつて重要な役割を果たす民族教育が教育扶助の対象外とされるなど、いくつ

かの課題があった。

1950年代、生活保護制度の第一次適正化、言い換えれば保護抑制政策が進められた。その対象となったのは、結核患者と在日韓国・朝鮮人だった。1956年ごろ、在日朝鮮人に対する生活保護の適用が濫にわたっているとマスコミ等で厳しく批判を浴びるようになった（永原 1981）。「実施機関において本人の生活状況および本人と同様な条件にあると思われる者の収入等の事実から、客観的に誤りなき推定判断ができる場合は、この推定判断に基づいて保護の決定を行っても差し支えない」とされ、この具体的指示に基づいて適正化はかなり推進された（永原 1981 p.340）。これは、不服申し立てができないことを見越したうえでの指示であった（杉村 1998 p.139）。警察に警備をお願いしなければならないほど徹底して行われ（永原 1981 p.341）、1955年から1958年にかけて、被保護外国人数は、137,395人から85,023人にまで減少した（表3）。

1979年国際人権規約、1982年難民条約発効によって、社会保障関連法の多くで国籍条項が撤廃されたにもかかわらず、生活保護法は、すでに日本人と同等の保護がなされていることを理由に、準用保護の見直しは行われなかった。

先の1954年通知には、不服申し立てができないという解釈が示されながらも、在留資格の区別に関する記述はなかったため⁸⁾、この通知に基づいて不法入国者⁹⁾、オーバーステイに対する生活保護の準用が行われていった。

ところが1990年10月25日、厚生省は、生活保護指導職員中国・近畿ブロック会議の場において、準用保護の対象は「定住外国人」に限定するとの口頭指示を行なった。

これまで在留資格を問わず生活保護法を準用してきたにもかかわらず（54年通知では、仮放免中の事例すら出てくる）、「非定住」外国人は準用保護の対象外とする90年口頭通知は、これまでの方針の大きな転換であった。にもかかわらず、厚生省は、方針の「転換」ではなく、「確認にすぎない」と主張した。これによって、留学生などの緊急医療の問題が噴出するようになった¹⁰⁾。

社会保障審議会福祉部会生活保護制度の在り方に関する専門委員会第12回（2004年6月8日）の説明資料¹¹⁾によると、「憲法と生活保護との関係」において、「生活保護制度は、生存権を保障する憲法第25条を根源とするもので

あるが、憲法第25条は「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」と規定していることから、生活保護法も日本国民のみを対象としている」と説明している。

しかしこれに対して、納税の義務を定めた憲法30条は、「国民」という表現をしながら、在日外国人にも、納税の義務は等しく発生している。これを戸塚は、「居住者」から徴収し、「国民」に金を配る仕組みだと指摘している(戸塚 1994)。

適法に日本に滞在し、活動に制限を受けない永住、定住等の在留資格を有する外国人については、国際道義上、人道上の観点から、予算措置として、生活保護法を準用している。具体的には、(1) 出入国管理及び難民認定法(以下「入管法」という。)別表第2の在留資格を有する者(永住者、定住者、永住者の配偶者等、日本人の配偶者等)、(2) 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の特別永住者(在日韓

表3 被保護外国人員及び保護率の年次推移【全国】

	外国人登録 人員A	被保護 外国人B	外国人保護 率B/A	人 員 保護率					
1952	593,955	—	—	23.8					
1953	619,890	91,250	147.2	22.1	1978	768,001	34,540	45.0	12.4
1954	619,963	119,557	192.8	21.3	1979	775,338	35,051	45.2	12.3
1955	641,482	137,395	214.2	21.6	1980	782,910	35,752	45.7	12.2
1956	638,050	109,765	172.0	19.7	1981	792,902	37,143	46.8	12.2
1957	667,036	85,023	127.5	17.9	1982	803,247	38,126	47.5	12.3
1958	679,071	81,660	120.3	17.7	1983	820,122	38,490	46.9	12.3
1959	677,821	85,001	125.4	18.0	1984	836,092	38,600	46.2	12.2
1960	650,762	74,548	114.6	17.4	1985	850,612	38,844	45.7	11.8
1961	642,566	64,025	99.6	17.4	1986	867,237	38,233	44.1	11.1
1962	645,633	59,621	92.3	17.6	1987	884,059	37,615	42.5	10.4
1963	653,932	59,766	91.4	18.1	1988	941,005	36,315	38.6	9.6
1964	661,783	56,542	85.4	17.2	1989	984,455	34,430	35.0	8.9
1965	666,588	52,192	78.3	16.3	1990	1,075,317	31,615	29.4	8.2
1966	669,953	49,548	74.0	15.9	1991	1,218,891	29,850	24.5	7.6
1967	677,849	45,632	67.3	15.2	1992	1,281,644	28,484	22.2	7.2
1968	687,650	40,981	59.6	14.3	1993	1,320,748	28,114	21.3	7.1
1969	701,048	36,965	52.7	13.6	1994	1,354,011	28,251	20.9	7.1
1970	711,172	33,301	46.8	13.0	1995	1,362,371	28,237	20.7	7.0
1971	721,834	31,210	43.2	12.6	1996	1,415,136	28,530	20.2	7.1
1972	736,040	30,873	41.9	12.7	1997	1,482,707	28,788	19.4	7.2
1973	740,977	29,469	39.8	12.4	1998	1,512,116	29,625	19.6	7.5
1974	747,736	28,984	38.8	11.9	1999	1,556,113	30,841	19.8	7.9
1975	750,716	30,539	40.7	12.1	2000	1,686,444	32,858	19.5	8.4
1976	755,939	32,163	42.5	12.0	2001	1,778,462	35,138	19.8	9.0
1977	762,008	33,703	44.2	12.2	2002	1,851,758	38,391	20.7	9.8

資料) 『生活保護の動向(2004年度版)』中央法規、2004年。

国人、在日朝鮮人、在日台湾人)、(3) 入管法上の認定難民が生活保護法の準用の対象となる(表4)。

(2) 「定住」外国人と「準用保護」

ここでは、在日コリアンとの関係で「定住」外国人と「準用保護」の問題を改めて確認したい。第一の問題点は、「不服申立て」ができないとの解釈がなされていることである。

そのため、行政実務上は、在日韓国・朝鮮人等に対する保護決定通知書は、あらかじめ印刷されている審査請求に関する教示部分がわざわざ抹消されて用いられている(木下 1991)。

生活保護制度における不服申立ては、行政不服審査法に基づいて行われる。2001年に厚労省が出した通知(「生活保護に係る外国人からの不服申立ての取扱いについて」2001年10月15日社援発第51号各都道府県・各指定都市・各中核市・民生主管部(局)長宛 厚生労働省社会・援護局保護課長通知)では、「行政不服審査法(昭和37年法律第160号)に規定する処分とは、公権力の主体たる国又は公共団体が行う行為のうち、その行為によって、直接国民の権利義務を形成し、又はその範囲を確定することが法律上認められているものをいい、公権力の行使に当たる事実行為で継続的性質を有するものを含むとされていることから、法律上の権利として保障されていない外国人に対する保護に関する決定は、当該処分に該当しないこととなる。生活保護に係る外国人からの不服申し立てについては、処分性を欠くものとして、これを却下すべきである」としている(生活保護法規研究会編『生活保護関係法令通知集(2004年度版)』中央法規)。

しかし、司法の場では、実際に不服申立てを認める判断も示されている。例えば、交通事故に遭い重症を負ったオーバーステイの中国人が生活保護の適用をもとめた事件では、東京地裁判決(1999年5月29日)で、「本件処分が同法に基づく処分としてされたことは明らかであり、その名宛人である原告には本件処分に対する審査請求適格自体はあるものと解すべきであるから、本件訴えは審査請求前置の要請を満たしているものといえることができる」と述べられている(全国生活保護裁判連絡会 1997)。

また、小川は「行政不服審査法による不服申立ては、原則として外国人でもできる」として、韓国人への適用例を挙げている(小川 1992 p.230)。

小山は、「請求権が附与されていないところのものは、たとえ権利と称しても真正の意義における『権利』ではなく、実体的な内容を伴わない表現上の権利たるに過ぎないものである」と述べている(小山 1950 p.654)。不服申立ての権利がなくても「日本人と同等の保護」であると主張することは、逆に、不服申し立て制度の意義・重要性を行政自ら否定することにつながるのではないか。

「定住」外国人に対する生活保護制度の課題の第二は、民族学校で受ける教育に対して教育扶助が適用されない点である(厚生省社会・援護局保護課『生活保護手帳(別冊問答集)』1993 問244)。1954年「通知」では、「外国人に対する保護の措置は、法に準じて実施することになっているのであるから、生活に困窮する外国人の子弟のみが教育基本法に規定する日本国民の義務教育に準ずる教育以外の特別教育を受けることを認めることはできない。従つて学校教育法1条に規定する小学校、中学校以外の各種の学校において受ける教育については教育扶助の適用を認めることはできない」とされている。

おわりに

2003年生活実態調査によって明らかなように、在日コリアン高齢者の経済状況は、無年金であることからきわめて低位な所得水準にとどまらざるをえず、在日コリアン高齢者にとっては、生活保護制度が最後の、というよりむしろ唯一残された公的セイフティ・ネットであるといえる。しかし、今回の調査結果からは、多くの漏給層が存在していることが推測され、在日コリアン高齢者にとって生活保護制度が十分機能しているとはいいがたい状況が明らかとなった。また、在日コリアンにとって唯一残されたセイフティ・ネットであるはずの生活保護制度さえも、行政上、請求権が認められていない。

多くの不服申立てを契機として生活保護制度の運用状況が改善されてきた歴史を顧みると、不服申立ての権利を認めてこそ、難民条約に定める内外人平等待遇の原則に合致するといえよう。

表4 在留資格一覧表

◎活動に基づく在留資格	
<p>○各在留資格に定められた範囲での就労が可能</p> <p><入管法別表第1の1の表></p>	<p>外交 <外国政府の大使、公使、総領事等及びその家族> 公用 <外国政府の大使館・領事官の職員等及びその家族> 教授 <大学教授等> 芸術 <作曲家、画家、著述家等> 宗教 <外国の宗教団体から派遣される宣教師等> 報道 <外国の報道機関の記者、写真家等></p>
<p><入管法別表第1の2の表></p>	<p>投資・経営 <外資系企業の経営者・管理者> 法律・会計業務 <弁護士・公認会計士等> 医療 <医師、歯科医師等> 研究 <政府関係機関や企業等の研究者> 教育 <高等学校・中学校等の語学教師等> 技術 <機械工学等の技術者> 人文知識・国際業務 <通訳、デザイナー、企業の語学教師等> 企業内転勤 <外国の事業所からの転勤者で、上2つに同じ> 興行 <俳優、歌手、ダンサー、プロスポーツ選手等> 技能 <外国料理の調理師、スポーツ指導者、貴金属等の加工職人等></p>
<p>○就労はできない</p> <p><入管法別表第1の3の表></p>	<p>文化活動 <日本文化の研究者等> 短期滞在 <観光客、会議参加者等></p>
<p><入管法別表第1の4の表></p>	<p>留学 <大学、短期大学、専修学校（専門課程）等の学生> 就学 <高等学校、専修学校（高等又は一般課程）等の生徒> 研修 <研修生> 家族滞在 <上記の教授から文化活動まで、留学から研修までの在留資格を有する外国人が扶養する配偶者・子></p>
<p>○個々の外国人に与えられた許可の内容により就労の可否が決められる。</p>	<p><入管法別表第1の5の表> 特定活動 <外交官等の家事使用人、ワーキング・ホリデー及び技能実習の対象者等></p>
◎身分又は地位に基づく在留資格	
<p>生活保護適用</p> <p>○活動に制限なし</p> <p><入管法別表第2></p>	<p>永住者 <法務大臣から永住の許可を受けた者> 日本人の配偶者等 <日本人の配偶者、実子・特別養子> 永住者の配偶者等 <永住者・特別永住者の配偶者及び我が国で出生し引き続き在留している実子> 定住者 <インドシナ難民、日系3世等></p>

(注1) 「留学」、「就学」のように就労できない在留資格であっても、資格外活動の許可を受ければ、許可の範囲内での就労が可能（入管法第19条第2項）。

(注2) 入管法上の在留資格ではないが、「日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法」により特別永住者として本邦に永住を許可されている者についても、永住者同様に我が国での活動に制限はなく、在留期間も定められていない。

(注3) 在留資格の後ろの（ ）内は例示。

資料出所）厚生労働省HP（<http://www.mhlw.go.jp/shingi/2004/06/s0608-6a.html>）

注

- 1) 本調査は、NPO法人「在日コリアン高齢者福祉をすすめる会大阪」に設置された在日高齢者調査委員会が2003年9～12月に実施した。筆者は、調査実施および分析に関わった。在日本大韓民国民団生野西支部所属の70歳以上高齢者560人を対象に、アンケート郵送(82件)と個別訪問(218件)を組み合わせて実施し、有効回答者数は300件であった。調査目的、方法等の詳細は、在日高齢者調査委員会発行『在日コリアン高齢者生活実態調査報告書』(2004年3月)を参照のこと。筆者は、「2章 在日コリアンの経済状況」、「4章 楽しみ、生き甲斐、地域生活への参加」を執筆分担した。
- 2) 2003年11月13日、制度的無年金者である在日コリアン高齢者5名が、国家賠償を求める訴訟を大阪地方裁判所におこし、現在係争中である。
- 3) 制度的無年金者が発生する制度的経緯、その問題点については、中山・庄谷『高齢在日韓国・朝鮮人』に詳しい。
- 4) 大阪市在日外国人高齢者給付金とは、大阪市に居住する在日外国人のうち、老齢基礎年金の受給資格を得ることができなかった高齢者(1926年4月1日以前に生まれた方)に対し支給する制度。給付額は、月額1万円。
- 5) 今回の対象者全体では、「日本語の文章、ハングル文字ともに読めない」者が28.3%存在しているが、その割合は女性で高齢になるにつれて高まる。85歳以上の女性では、66.7%が「日本語の文章、ハングル文字ともに読めない」と回答している。
- 6) 生活保護制度の捕捉率の推計については、例えば駒村(2002)の研究が挙げられる。駒村の推計では、19.6%(1999年)という結果が出ている。調査方法は異なるが、今回の調査対象の捕捉率(生活保護基準で生活保護を受給している割合)は、27.7%となった。
- 7) 1950年当時、生活保護制度において旧植民地出身者は、差し当たり日本国民と同様に扱われたが、すでに参政権の停止もなされ、1947年5月2日最後の勅令である「外国人登録令」では、「台湾人のうち法務総裁の定めるもの及び朝鮮人は、この勅令の運用においては、当分の間、これを外国人とみなす」とされた。この時期、「日本政府は、在日朝鮮人をあるときは『日本人』あるときは『外国人』とするなどの恣意的な取り扱いのなかで翻弄する」(斐 1994 p.89)。
- 8) 1954年通知では、仮放免中の者に対する手続きの記述さえある。
- 9) 例えば、韓国人被爆者孫振斗事件。仮放免中であつた同氏に対して生活保護準用がなされた(小川 1992 p.109)。
- 10) 神戸市国庫負担金代位請求事件。
- 11) 厚生労働省HP (<http://www.mhlw.go.jp/shingi/2004/06/s0608-6a.html>)

参考文献

- 小川政亮 1992『社会事業法制（第4版）』ミネルヴァ書房
- 木下秀雄 1991『誰も書かなかった生活保護法』法律文化社
- 厚生労働省社会・援護局保護課 2003『主要各国における公的扶助制度の比較検証に関する調査報告書』
- 駒井洋監修／近藤敦編著 2002『外国人の法的地位と人権擁護』明石書店
- 駒村康平 2002「セーフティネットの再構築—低所得者世帯の状況—」『週刊社会保障』第2208号
- 小山進次郎 1950『改訂増補生活保護法の解釈と運用』
- 在日高齢者調査委員会 2004.3『在日コリアン高齢者生活実態調査報告書』
- 杉村 宏 1998『現代の貧困と公的扶助』財団法人放送大学教育振興会
- 庄谷怜子・中山徹 1997『高齢在日韓国・朝鮮人』御茶の水書房
- 全国生活保護裁判連絡会 1997『これでわかる生活保護争訟のすべて（第4巻）』
- 田中 宏 1995『在日外国人—法の壁、心の壁（新版）』岩波新書
- 戸塚 秀夫 1994「共通論題の報告・討論を聴いて」『日本における外国人労働者問題（社会政策学会年報第38集）』御茶の水書房
- 永原勘榮 1981「在日外国人保護と適正化対策」厚生省社会局保護課編『生活保護三十年史』社会福祉調査会
- 斐 重度 1994「在日韓国・朝鮮人の法的地位と諸権利」『日本における外国人労働者問題（社会政策学会年報第38集）』御茶の水書房